

3 学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得する方法

(1) 他の教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を有する場合

免許状の取得は、単位修得後に学校給食法第7条に規定する学校栄養職員、その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として在職している者に限る。(栄養教諭を除く。)

所要資格		栄	附則17項-1
授与を受けようとする免許状		栄養教諭 2種免許状	栄養教諭 1種免許状
基礎資格		栄養士法第2条第1項の規定により、栄養士の免許を受けていること。	栄養士法第2条第3項の規定により、管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。
経験年数 注1 注2		(3年)	(3年)
最低修得単位数 注3		2	2
所要 の 単 位	栄養に係る教育に関する科目 注4 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 食生活に関する歴史的及び文化的事項 食に関する指導の方法に関する事項 </div>	2	2
	合計単位数	2	2

注1 経験年数は、基礎資格取得後に、学校給食法第7条に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員として勤務した次の期間
 (1) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の学校栄養職員の職
 (2) 共同調理場の学校栄養職員の職
 (3) 教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者

注2 他の教諭の普通免許状又は養護教諭の普通免許状を有する者の経験年数は、3年未満の期間があるときも、経験年数を満たすものとしてこの表を適用する。
 ※1年未満の期間を含む。

注3 最低修得単位数は、基礎資格取得後に修得した単位とする。

注4 「栄養に係る教育に関する科目」の単位は、点線内の各事項を必ず修得すること。